

マネジメント委員会

ミッション(14年度)

委員数(13年度): 77(8テーマ、8小委員会)
活動: 小委員会定例1回/月、全体会合2回
正副委員長会合1回/月

- ① 我国の産業競争力向上に必要な施策に関する調査・研究活動を行い、政府等へ政策提言を発信する。
- ② 知財経営推進のため、現実の企業活動を踏まえた知財マネジメントに関する実践的な調査・研究活動を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する。

アウトプット

- ・知財管理誌への論説
- ・政府等への政策提言

委員会活動を通じて得られること

- ・人脈形成、他社・異業種との情報交換。
他の業界のマネージャーや有識者(大学教授)との意見交換を通じ、自社の抱える問題の解決糸口を得られる。
- ・特許庁、経産省、海外の政策関係情報。

マネジメント委員会の研究テーマ - 過去・現在・将来 -

① 知財政策

- ・現状の知財制度の課題の検討とあるべき姿の提言('12~'13)

② 知財経営

- ・2020年、グローバル知財予測に関する研究('13~'14)

- ・ビジネスモデル構築における知財部門の関わり方('12)

- ・これからの知的財産組織のあり方('09)

活用・評価

- ・知財部門に期待される機能と業務範囲に関する研究('11)

- ・発明(1件or群)の評価方法と評価データの蓄積に関する研究('09~'10)

支える施策

- ・基礎的な特許マネジメントに関する研究('13)

- ・新興国における知財活動に関する研究('13)

- ・知財人材の有効活用に関する研究('13)

- ・多様な知財人材の活用(ダイバーシティ)に関する研究('12)

- ・権利維持の判断基準、維持年金の経済性効果に関する研究('10)

- ・知財関連費用の予測と予算策定の方法に関する研究('11)

- ・海外特許事務所の管理・活用施策('09)

- ・競争力強化のための知財マネジメントに関する研究('13)

創造

- ・知財戦略を実践するためのマネジメントに関する研究('13)

- ・「中国において勝つ！」知財マネジメントに関する研究('13)

- ・今後の産官学連携における知財マネジメントの在り方に関する研究('11)

今年度テーマ紹介：「基礎的な特許マネジメントに関する研究 ～特許の適正出願数・保有件数の考え方～」

STEP1 課題

出願件数や保有数のマネジメントは、知財マネジメントの基本。では、**適正な出願数・保有数はどのように考えればよいのか**。そもそも、特許保有数と事業優位性はリンクするのか？

事業分野、自社ポジション、事業戦略によって考え方は異なるはず

STEP2 検討

競争優位戦略モデルを基にしたマトリクスにより特許出願状況を分析し、特許適正出願・保有件数の考え方の仮説を立て検証。



ポジション * ステージ	リーダー	チャレンジャー	フォロワー	ニッチャー	新規参入
	ナンバー1のシェア	リーダーに次ぐシェアでリーダーと競争	リーダーやチャレンジャーの戦略を模倣して市場での地位を維持	小さいながらも特定の市場で、独自の地位を築く	既にある市場に対して、新しく進出してシェア確保をねらう
黎明期 (Early)	A社 (a製品)				
発展期 (Developing)	C社 (c製品)	D社 (d製品)	E社 (e製品)	F社 (f製品)	
成熟期 (Maturity)	I社 (i製品)	J社 (j製品)	K社 (k製品)	L社 (l製品)	N社 (n製品)
衰退期 (Declining)		Q社 (q製品)	R社 (r製品)	U社 (u製品)	

STEP3 アウトプット

出願・保有数を考える時に**重視すべきファクター**は何か、**事業ステージと競争ポジションでの2軸考察**し、特許の適正出願件数、保有件数の考え方を提言します。

今年度テーマ紹介：「現状の知財制度の検討とあるべき姿の提言」

STEP1 課題

制度本来の狙い：発想・投資・公開へのインセンティブ付与により**産業の振興に寄与**
現状：特許の**氾濫**(特許の藪)が**経済発展を阻害**、特に**リスクの予見・見積もりが困難**

STEP2: 検討

特許群を4つの要素から成る**「特許の集合体」**にモデル化、原因を検討

◆要素1：権利者数
権利者K1～Kxの数

◆要素3：PTN(b) = 権利範囲曖昧特許の数

権利者K1～Kx所有の、技術領域に入るか否か曖昧な権利の数

K1-1, K1-2

K1-3, K1-4, K1-5, ...

K2-1, K2-2, K2-3,

K2-4, K2-5, K2-6, K2-7,

K3-1

K3-2, ...

◆要素2：PTN(a) = 権利範囲明確特許の数

権利者K1～Kx所有の、技術領域に属する権利の数

◆要素4：PTN(c) = 検索困難特許の数

妥当な調査を実施しても、把握不可能な特許群 (特許DBの不備、言語の壁等に起因)

技術領域(≒検索範囲)

検討結果：

◆要素2は課題への影響少

◆要素3と4は影響大、要素1は問題を更に悪化

STEP3 アウトプット

(1)権利範囲の明確化、(2)権利の存在の見える化、(3)権利者の見える化、につながる**制度改革、権利者の自助努力を促進するインセンティブ施策**の導入を提言していきます。